



三重県公報

令和6年10月22日 (火)

第 560 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
59	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(地域づくり推進課)	2
企業庁管理規程			
4	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	2
告 示			
700	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	3
701	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	3
選 管 告 示			
58	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨の報告	(選挙管理委員会)	4
59	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
正 誤			
	令和6年8月30日付け三重県公報第545号	(地 域 福 祉 課)	5
	同伴	(同)	5

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十九号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain a table with 2 columns: 一〇二十一 (略) and 二十一の二 特例条例. The content is identical in both columns, detailing the amendment of Article 4 of the Ordinance regarding small-scale waterway construction work.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年十月二十二日

三重県企業庁長 河 北 智 之

三重県企業庁管理規程第四号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 8 regarding the management of retirement allowances, with the same text in both columns.

一・三 (略)	一・三 (略)
四 安定した職業に就いた者 就業促進手当の額に相当する金額	四 職業に就いたもの 就業促進手当の額に相当する金額
五・六 (略)	五・六 (略)

附 則

- この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。
- この管理規程による改正後の第八条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職した職員であつてこの管理規程の施行の日（以下「日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職した職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 700 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 6 年 10 月 1 日
薬局	スギ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町麻生田 3607 番地 1	令和 6 年 10 月 1 日
薬局	津調剤薬局	津市江戸橋 1-113	令和 6 年 10 月 1 日
薬局	久居調剤薬局	津市久居明神町字風早 2093-1	令和 6 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション ブクサス	松阪市嬉野須賀領町 565-1 2F-B	令和 6 年 10 月 1 日

三重県告示第 701 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 10 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
平成 26 年 10 月 8 日 第 58 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社大里畜産	代表取締役 栗木 充男	三重県津市大里睦合町 2351 番地

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（飼料用もみ、飼料用玄米）
- 登録の区分
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
樋口 恵子	飼料用もみ、飼料用玄米	K 242014509

- 登録の更新日
令和 6 年 10 月 7 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 58 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 6 年 10 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 取消

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
明和町選挙管理委員会	いつきのみや地域交流センター	多気郡明和町大字齋宮 2811 番地	令和 6 年 9 月 19 日

2 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
明和町選挙管理委員会	(変更前) 明和町総合体育館 (変更後) Dream オールシャン総合体育館	多気郡明和町大字坂本 1216 番地 1	令和 6 年 9 月 19 日

三重県選挙管理委員会告示第 59 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 10 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示(公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設(平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
明和町	<u>D r e a m オールシャン総合体育館</u>	多気郡明和町大字坂本 1216 番地 1	明和町	<u>明和町総合体育館</u>	多気郡明和町大字坂本 1216 番地 1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	明和町	<u>いつきのみや地域交流センター</u>	<u>多気郡明和町大字齋宮 2811 番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和6年10月21日から令和7年5月30日まで
- 3 作業地域
伊勢市の一部

正 誤

令和6年8月30日付け三重県公報第545号に登載しました、生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
2	12	令和6年8月1日	令和6年4月1日
2	14	令和6年8月1日	令和6年4月1日

令和6年8月30日付け三重県公報第545号に登載しました、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
3	10	令和6年8月1日	令和6年4月1日
3	12	令和6年8月1日	令和6年4月1日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
